

クラブを解散・合併する場合の手続き

既存のクラブがそのまま存続する事が難しくなり、クラブの解散や他クラブとの合併を検討せざるを得なくなった場合の手順や、手続きを以下に記す。

A：クラブの解散

1. クラブの存続が困難になった場合に、クラブ会長はその原因分析と対応策をクラブ内で話し合う。
2. クラブ会長またはクラブを代表する者が、所属の部長に状況を説明・報告し、相談する。
3. 部長は理事、EMC 事業主任等とも相談し、クラブへの指導・支援に努める。
4. 理事はそのクラブ解散の影響も考慮し、部長にクラブ存続の為の支援を働きかける。
5. クラブの強化・支援の目的で、他クラブの会員が一時的にそのクラブに移籍する、又は二重在籍（両クラブに会費を納める）することも部長が必要と判断すれば認める。
6. クラブ会長は部長の助言等も参考に、クラブ内で再建の可能性を十分に話し合う。
7. クラブの解散をクラブ全員の総意で決議した場合には、クラブ会長名で「クラブ解散届」を部長及び区事務所に提出する。部長は理事及び EMC 事業主任に報告する。
8. 理事は役員会又は常任役員会の同意を経て解散を承認し、国際書記長に通知する。また、理事通信等を通じて西日本区の会員にも知らせる。
9. クラブの解散に当っては現在の会員の処遇を個別に相談し、他クラブへの移籍等、極力会員として継続出来るように配慮し、会員の理解・協力を得よう努める。
10. クラブ解散の結果、移籍、退会等の会員異動報告書を区事務所に提出し、写しを関係部長、EMC 事業主任、EMC 事業主査に送る。（何れもメール・FAX 等で報告）

B：クラブの合併

1. クラブの存続が困難になり他クラブとの合併を検討する場合は、クラブ会長かクラブを代表する者が合併予定のクラブ会長の事前了解のもとに部長に状況報告し、相談する。
2. 部長は理事、EMC 事業主任等とも相談し、クラブへの指導・助言に努める。
3. 合併をクラブ全員の総意で決断した場合は、合併先クラブの合意・承認を得た後、部長（合併先が別の部の場合は両部長）に報告し、承認を得る。
4. 合併先に移籍する会員の異動報告書を区事務所に提出し、写しを関係部長、EMC 事業主任、EMC 事業主査に送る。
5. 合併後に消滅するクラブは、「クラブ解散届」を部長及び区事務所に提出する。部長は理事及び EMC 事業主任に報告する。（何れもメール・FAX 等で報告）
6. 理事は役員会又は常任役員会の同意を経て解散を承認し、国際書記長に通知し、西日本区会員にも知らせる。

C：財産の処分同意

クラブの解散が決定した場合には、クラブの役員会または会員総会で、クラブの財産の処分について話し合い、決定する。その結果は部長に報告し了承を得る。

2019年6月22日 制定 2019年7月1日 施行 2020年4月18日 改正・施行